

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成23年12月2日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

12月2日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第46号所管分の審査	2
質疑（三好義治委員）	
議案第54号の審査	3
質疑（三好義治委員）	
議案第56号の審査	5
質疑（三好義治委員、三宅秀明委員）	
議案第55号の審査	8
補足説明（消防長）	
質疑（三宅秀明委員、上村高義委員、三好義治委員）	
採決	13
閉会の宣告	13

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年12月2日(金) 午前 9時59分 開会
午前11時35分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 川端福江	委員 村上英明
委員 三宅秀明	委員 上村高義	委員 三好義治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
市長公室長兼会計管理者 乾 富治	同室次長 山本和憲
人事課長 石原幸一郎	
総務部長 有山 泉	同部次長兼財政課長 北野 人士
同部参事 山口 繁	防災管財課長 西川 聡 市民税課長 川崎 敏康
固定資産税課長 中西利之	納税課長 野村眞二 総務課長代理 松方和彦
消防長 北居 一	消防本部次長兼消防署長 熊野 誠
予防課長課長代理 橋本雅昭	

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局総括参与 野杵雄三

1. 審査案件(審査順)

議案第46号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分
議案第54号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第56号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
議案第55号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 おはようございます。
ただ今から総務常任委員会を開会します。

最初に理事者からあいさつを受けます。
森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走お忙しい中、また足元の悪い中、
本日は委員会をお持ちいただきまして、
大変ありがとうございます。

過日の本会議で付託されました案件に
ついてご審査を賜りますけれども、どう
ぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、
よろしく願いいたします。

一たん退席をさせていただきます。

○野口博委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委
員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に
配付してます案のとおりとすることに異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、その
ように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第46号所管分の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、
質疑に入ります。

質疑のある方、順次お願いいたします。

三好委員。

○三好義治委員 おはようございます。

確認のための質問だけちょっとしてお
きたいと思いますが、2ページの歳入歳
出予算補正額での市たばこ税が9億8、
000万円入っております。この状況に
ついてお聞かせいただきたいと思いま
す。

○野口博委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 市たばこ税の状況と
いうことでございますけれども、市たば
こ税の4月分調定は、当初月額見込みど
おりの6、500万円台になりましたけ
れども、5月分調定は3月11日の東日
本大震災の影響により、国産たばこの製
造ができなくなったことで、前月調定額
を約3、000万円割り込む3、600
万円と約半額程度になりました。6月分
調定では6、000万円程度に回復、ま
た7月分調定では、当初月額見込みの6、
500万円台に戻り、8月分調定では当
初月額見込みより昨年の税率改正等の影
響もあり、約900万円多い7、400
万円台にふえました。しかし、9月分の
調定から当初月額見込みより9、000
万円多い1億5、000万円台に急増し、
10月分調定では、前月調定額よりさら
に約1億円多い2億5、200万円台、
11月分調定でも2億4、700万円台
となりました。現時点での調定累計額は
約9億5、250万円で、当初予算額7
億8、000万円を約1億7、250万
円超えた状況にあります。

今回補正させていただいたのも、12
月分以降も約2億円台分ぐらいの納付が
続き、最終は課税定額に近い17億6、
000万円ぐらいになることが予想され
るため、今回9億8、000万円の増額
補正を行ったものでございます。よろし
くお願いします。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 このたばこ税の当初予
算の7億8、000万円というのが、昨
年たばこの値上げをされて、見込み額と
いうのは全国的な減るやろうというこ
とが、最近の新聞等々でも出ているよう
に、増額になっているというのがこの摂
津市においてでもそれに準じているとい
う理解でよろしいんですね。

それともう1点のこの9億8,000万円というのは、年度末までの数値をもろすべて盛り込んでいただいた中で、今年度予算としては17億6,000万円を見込んでいる。これになりますと、課税定額の、この2倍の範囲の中でおさまっていているということの理解でよろしいんですかね。

○野口博委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 今回の課税定額との関係もごさいますけれども、まず最初にお尋ねの今の予算の傾向ですけれども、先ほど申し上げましたように、昨年10月の税率引き上げに伴って、大体それまでの22年度当初では月額6,000万円台ぐらいということだったんですけれども、23年度、税率の引き上げがありましたので、月額6,500万円ぐらいということで、それで当初予算額を7億8,000万円ということで、23年度予算、見込んだわけでごさいますけれども、それで今回、補正させていただいているところでごさいますけれども、これも今、こういった納付の状況がありますので、課税定額が17億6,557万円、今現在ですね。そういった金額になりますので、それに近い金額までは入ってくるのではないかとということで、今回、その課税定額にほぼ近い額まで補正させていただいたところでごさいます。よろしくお願ひします。

○野口博委員長 ほかにごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第54号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ごさいませんか。

三好委員。

○三好義治委員 2点について質問したいと思います。まず、第17条第1項中、3万円を10万円に改めるというのは、こういった理由で上げていくのかという背景について、お聞かせいただきたいと思います。

それと第24条の2に関する法第314条の7の第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金の関連の条文改正でごさいますが、この法第314条の7第1号及び第2号を調べてみますと、今の摂津市税条例の条文と全く同じ条文だというふうに理解してはるんですが、これまで条例で、具体的に示している部分を、上位法令に準ずるという逆な方向に向かっているのが今回の改正であるというふうに思っております。これはこういった背景かということでご質問させていただきたい。

上位法令に準じた場合に、今回、法第314条の7第2項第3号の口の部分が追加されることになるんですが、この部分がなぜ追加されるようになっているのか、こういった点についてお聞かせいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 今回の市税条例の改正につきましては、第177回通常国会で、6月10日に提出された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が平成23年6月22日に可決成立し、一部の規定を除き、平成23年6月30日から施行されたことに伴い、その施行期日の関係で今回の改正を上げさせていただいたところでごさ

います

今回、大きく2点の改正項目になっておりますけれども、1点は寄附金税制の拡充ということに伴います改正点と、それからもう1点、ご質問の租税罰則の見直しということでの改正でございます。

今回の国税の罰則内容の見直しといったことに合わせた改正ということでございますけれども、これもなかなかこの法律を実際にこの市税条例に溶け込ませて改正するというのはなかなか至難の業でございます。これにつきましては国のほうで市税条例を改正する際に、市税条例条例(例)というものが、国から、改正するに当たって示されております。今回の改正におきましては、そういった国から示されました条例改正の原案になる分をもとに改正を行ったところでございます。

第17条の改正におきましても、地方税法第302条の中で現行3万円の過料が、今回の改正案でお示ししていますように10万円ということで上げさせていただいたところでございます。

続いて第2点目の第24条に絡みます法第314条の7の点におきましても、これも先ほど申し上げましたように、国から示されております改正原案に沿って改正させていただいたところでございまして、上位の法律の改正に伴う市税条例、同じ内容といったことでございますけれども、これも市税条例の改正に当たりましては、我々のほうとしましては、今回、東日本大震災のいろんな改正等がありますけれども、そういった直接、摂津市において関係ない条項等も今回の法律の改正では含まれておるわけですが、国で示されております条例(例)に沿った改正ということとさせていただきますので、その点、ご理解のほう賜りま

すようよろしくお願いいたしますと思います。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 第17条第1項のこの改正の背景については、この条文についてはわかりました。変わっているということが理解できますのでね、あとでまた続きますけど。

ならば、この第17条で3万円を10万円に改める、この第17条の改正は、第16条の第1項がこの背景になってるんですが、この想定されるような中身について詳しく教えてもらえますか。

その第17条のその背景はわかりましたと改めて言うてるんですが、第24条の2については、法律第314条の7を見るのと、この改正の対照表を見ますと、全く上位法令と変わってないんですよ、すべて金額も読ませていただくとね。東日本の震災を受けて、この314条の7というのはどこがどういうふうに変わったんですか。

本来ならば、法律を具現化するのが条例であって、今回の条例改正は、条文を廃止して上位法令に準ずるとというのが今回の改正の中身なんですよ。この条文の中で書かれているのが、法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合においてというのは、ここにすべて網羅されてるんですよ。この中身は、現行の条例にすべて記載されてるんですよ。この上位法令を見ていったら、追加されているのが3号の口、この分だけなんですよ。課税退職所得金額を有する場合、当該課税退職所得金額について、第1号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合。この表も摂津市税条例の中に入ってるんですよ。

この表というのは、195万円以下の

金額、100分の85というのがこれに値するんです。だから、この法律と現行条例の今の第2号のところは、寸分も変わってないんですよ。なぜ変えるんですか。今まで条例できっちりと具体的に数値をあらわし、摂津市で動けるようになっているのに、今回はそれを全部削除して法律に準じると、逆行してるんですよ。なぜ、どこが変わったからこういったことになったのかということ具体的に明確にお答えいただきたいと思います。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○野口博委員長 再開します。

松方課長代理。

○松方総務課長代理 今回の条例につきましては、東日本の関係がございまして、従前から法律改正がなされているところでございます。

今回の条例の改正につきましても、法律を受けた形で条例改正をしております。今後もこの法律が改正するに当たりまして、機能的に条例改正がなされるという状況のもとで今回のような改正のテクニックと言いますか、手法でさせていただいております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 会議録を残す意味合いでも、一つ指摘しておきたいと思いますが、今回のこの条例改正で、法第314条の7に準じていくということで、これまでの条例と寸分も変わらない部分を削除しながら、この一文字で網羅されるような条例になっていることについては、幾ら国からの通知だと言っても、もう少しわかりやすい条文整理を今後、研究していただくことをお願いしておきます。

もう一方では、法律に準ずるとなったときに、法改正になったときには、議会

を通さずにそれは改正されるという、非常に我々としては不透明な改正になっているということを指摘しておきたいと思うし、この法律が改正された折には、逐一、総務常任委員に対して報告ができるような体制づくりをしていただきたいと、こういったことで指摘も含めて要望しておきたいというふうに思います。

以上で終わっておきます。

○野口博委員長 ほかに質疑ございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第56号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 市営住宅条例の改正が、今回の三島団地が完成されるに合わせて、4月1日から改正される条文になっておりまして、この中身につきましても、暴対法に基づく暴力団排除が主な中身になっておると思いますが、ただこの中で気になるのが、決算の委員会でも話をさせていただきましたが、市営住宅の平成22年度の滞納者が12名、高額では170万円、160万円、トータル約700万円の滞納をされている方々がおられるというふうに聞いております。

せっかく今度改正される中で、いろいろと見ていきますと、退居命令ができる部分については、この条例でいきますと暴力団であることが判明したと同時に、現行の条例で見ますと、その用途の一部変更とかいろいろ高額所得者の部分での退去命令ができる条文になっております

が、実際にその滞納の部分に対する条例の改正も必要ではないかなというふうに考えております。この点について、今回の条例に盛り込まなかったという背景についてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 公営住宅法の中にございます3か月以上滞納された場合、明け渡し請求ができるという文言がございます。それについてお答えいたします。

先ほども委員からご説明がありましたように、現在、家賃等を滞納されている世帯という方は12名おられまして、過去の滞納分を含めた額は約700万円に上ります。また最高額では170万円の方を含みまして100万円以上の滞納をされておられる方は3名おられ、債権の回収に非常に困難な状況にございます。

12名の方々には、今回の条例で、もともと公営住宅法に入っております3か月以上滞納された方に対し、どういう方に退居命令を出すという手だてを実際には行っておらず、12名の方には滞納時点から面談を実施しまして、督促を数回行っておりますが、支払っていただけず、現在の滞納となっております。滞納者につきましては、現在小額でございますが、分割納付をしていただくことで誓約書を提出してもらって、滞納者の返還の意思に基づいて支払を行っております。そういうことで強制的な明け渡しは行っておりません。

滞納者の現状を調査いたしますと、高齢者であるとか、持病を抱えており働けない状況、多額な借金を抱えておられるとか、家賃の支払いができない、失業中であるとか、奥さんが病気で治療費、通院費がかかりますというようなさまざまな状況を抱えておられます。しかし、負

担の公平性からいきますと、やはり支払っていただかなければならないものでございますので、小額であります但し継続して支払っていただくという運用をさせてさせていただいております。

また、生活保護者につきましては、最近の分につきましては代理納付をいただいておりますので、滞納等はございません。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今、ご答弁いただきましたように、今回の条文の改正は、「法第23条第1号に規定する」を、これも上位法令に基づいて行おうということが、この条文の中にもうたわれておられまして、今、課長のほうから言われました公営住宅法で第32条の第1項、2項がこの部分での明け渡しに該当すると思うんです。この中身につきましては、入居者が家賃を3か月以上滞納したときに、明け渡しを請求することができるという条文になっております。ならば、これまでのこの滞納の部分で明け渡し請求を、私はいろんな事情の中で、退居命令を出すことが目的ではないというのは前回も言いましたけれども、やはり個人個人いろんな事情がある中で、いかに収納率を上げていくかということが公平性を保つものだというふうに理解しております。

だから市営住宅に入っておられる方々が、入居時には高額所得者であって、家賃もそれなりに払っておって、ある日突然失業して収入が減額になった。そのときに家賃も改正もしなければならない、そういったことをすることによって、滞納というのが減ってくるというふうに思っています。

ただこの条例を見る限り、今の現行条例も、先ほど言いました条例第13条、第14条では、そういったテクニックと

いうか、行政としてのなかなか指導ができないんですよね。もう一方では、法第32条では、これは聞くまでもなく一刀両断で明け渡し請求ができるということにより厳しくなってるんです。そういった意味では、他市でもやっていますような、私はこの部分では、市営住宅使用料滞納整理事務取扱要綱というのが他市でもあります。これについては納期限もありますし、督促状を出していき、滞納整理をやっていながら、分納誓約書を書かせて、そういった処分もやっていくと。

今回のこの条例を改正するに当たって、こういった要綱も必要やなというふうに思いますが、こういったことについて、行政として今、どんな動きをしているのか、また要綱の必要性についてお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 今回の条例、それから公営住宅法にのっとりすると、最終的には3か月以上滞納がある場合には、法的手段も実際にはできますというふうな条文になっております。

先ほどご説明させていただきましたように、実際の運営上、事務手続きとしましては、先ほど言いましたように面談をさせていただいて、現実には分割納付をしていただいているという事務手続きを行っていますが、このような状況の中、今回の条例につきまして、それから公営住宅法につきましては、実際の事務の流れというものは明記されていないことから、やはり今後の債権管理の事務を進める上で必要なルールであり、また決めておく必要があると考えております。

委員の提案であります市営住宅の滞納整理事務取扱要綱につきましては、前向きに検討させていただいて、要綱を定めてまいりたいと思います。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 質問している趣旨は十分理解していただいていると思いますし、今のご答弁で伺いますと、今回のこの滞納の取り扱いについての要綱はつくっていくという理解でよろしいんですね。

質問を終わります。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 第34条の改正についてなんですけれども、「詐欺その他の不正行為」という項目から「偽りその他の不正の手段」というふうに記述が変更されております。この点についてはどのような、具体的には内容の変更を見越しておられるのかお伺いいたします。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 今回の、第34条中の詐欺その他の不正行為ということで、市営住宅に入居いただく中で、入居資格にないであるとか、不正な行為を至ったということや文章中には書かせていただいておりますが、今回第34条中におきましては、文言の整理をいたすということで、わかりやすい表現をするということで変更いたしております。

今回改正させていただきますのは、地方自治法の文言で表現されていることを今回この文書中で修正いたしております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 法令に従った表現の変更ということでございました。

縮めの文言が、「科することがある」から「科する」と断定形になっておりますので、その辺の意味がやっぱり変わってきますので、その適用する前段が重要になってくるかなと思ひまして、先ほどの質問をさせていただきました。先ほど議論もありましたけれども、さまざまな事情を踏まえた運用についてよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○野口博委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 休憩)

(午前11時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第55号の審査を行います。

最初に補足説明を求めます。

北居消防長。

○北居消防長 議案第55号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料、条例関係24ページから41ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今回の一部改正は、大阪府からの権限移譲事務のうち、火薬類取締法及び高压ガス保安法に基づきます許認可等の事務移譲を受けるに当たり、その手数料を制定するものでございます。

それでは、改正条文についてご説明申し上げます。

まず、摂津市手数料条例第2条第6号を第8号とし、新たに第2条第6号として火薬類の取り扱いの規制に関する事務及び同条第7号として、高压ガスの保安に関する事務のそれぞれの事務の内容及び手数料の額を追加するものでございます。

手数料の額につきましては、消防法をはじめ火薬類取締法及び高压ガス保安法に関する事務にかかる手数料が、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める標準事務に該当することから、権限移譲を受ける前の大阪府産業保安行政事務手数料条例と同額としたものでござい

ます。

次に、第4条第2号の手数料の免除につきましては、火薬類及び高压ガスに関する許認可事務が簡易的な事務ではないこと、また現大阪府産業保安行政事務手数料条例にも手数料免除の規定がないことから、第4条第2号中に第2条第6号及び第7号に掲げる事務にかかるものは除くを追加したものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第55号の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 今回のこの改正条例の制定については、大阪府からの権限移譲に関するものだったと承知をしております。それに関しまして、今回、この項目をざっと拝見させていただいただけでも非常に多岐にわたるものであるなというふうに思うんですけども、現在の本市の人員体制において、この事務に取り組むに当たってどのような課題があるのか、例えばその既にこの事務を執行している他市の状況であるとか、そういったものの動向はどのように今、とらえておられるのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 ただいまの三宅委員のご質問にお答えいたします。

現在、他市でこの高压ガス及び火薬類の業務を移譲されている市町村は茨木市、10月からは箕面市、池田市等がございまして、4月からの茨木市の状況は、移譲を受ける前の人員で茨木市は対応しているというふうに伺っております。茨木

市のほうも何施設か市内にはございますが、今の人員で対応できるということで業務を行っております。

○野口博委員長 熊野次長。

○熊野消防本部次長 本市におきましての事務の移譲ですが、権限移譲に伴いまして保安三法権限移譲検討委員会で検討した結果、予防課の人員につきましては3名の増員が必要となりましたが、部内でのシフト及び再任用職員の活用で対処してまいりたいと存じます。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 茨木市が既に行っており、それを参考にさまざまな検討がなされておるといようなご答弁でございました。

やはりこの火薬等につきましてもそうですけれども、事務がさまざまにふえるということは、今の手続等を理解していかなければならない、また消防におかれては現場に出動されるというふうな事態もありますので、なかなかその人員等も含めて対応が難しいかと思えます。

今、660人体制等いろんな目標があり、それとの整合性も非常に難しいところでもありますけれども、本会議等でさまざまに議論もされている中、今回この事務を受けてこれからスタートするということであると認識しております。

今、副市長もおられますので、こういったさまざまな状況を踏まえながら、本市として適切な執行ができるように、体制づくり等に取り組んでいただくようお願いをいたします。

○野口博委員長 ほかに質疑ありますか。

上村委員。

○上村高義委員 今回、手数料条例ということで、火薬と高圧ガス関係で手数料が入ってくるんですけれども、その手数料の見込みというのは幾らぐらいを見て

いるのかということと、許認可をするに当たっての専門知識というのが要るわけですけれども、そういったことへの取り組みはどうされているのかということと、あと実際この高圧ガス保安協会等との関係も出てくると思うんですけれども、それと同時にその許認可するに当たっての摂津市で用意しておくべき設備、こういうのがいるのかどうかということ等が非常に気になるんですけれども、そういった手数的には幾ら入ってきて、実際必要な資機材としてどういうものが必要なのかという、その人、物、金をどういう形でとらまえていられるか、それを教えていただきたいと思えます。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 手数料の件についてお答えさせていただきます。

大阪府の資料によりますと、平成19年には高圧ガスに関しての手料金は336万5,500円でございます。20年度377万7,750円です。21年度につきましては201万1,250円でございます。火薬類につきましては、平成19年度は8,400円、平成20年度は7,200円、21年度は9,600円でございます。

この高圧ガスと火薬類の平均を3年分出しますと、305万9,900円でございます。

研修の件についてご答弁させていただきます。

平成22年度から大阪府で権限移譲にかかる研修計画に基づきまして、大阪府消防学校での法令の概要研修、大阪府の受け入れ研修といたしまして、保安対策課に職員を派遣し、受付業務、事務処理方法の習得、事業所での検査、実地研修を行っております。また、各種団体の講習会にも参加いたしまして、権限移譲後

に業務がスムーズに移行できる体制を準備してまいりました。

大阪府からは、業務を実施する上で資格等は必要ないと伺っておりますが、高圧ガスの保安法の許認可、検査業務においては、関係法令で規定する技術基準等の理解、判断をするため、ガスの種類、その特性、製造設備に関する専門知識を必要とし、化学及び機械等、専門の技術職員を配置する必要があるため、平成24年度予算で高圧ガスの乙種機械講習を受講し、国家試験を受験するために予算要求しております。

最後に設備の件なのですが、高圧ガスの検査等に関して何か必要なものがありますかということをお聞きしましたら、大阪府からは機械等必要なものはございませんということでありました。

火薬類に関しては、本市には花火大会等、現在は実施しておりませんが、距離計、風速計等を来年度予算で要求しております。

あと、大阪府からの資料を収納するために、消防本部内でスチールラック等の書庫の整備をしております。

○野口博委員長 上村委員。

○上村高義委員 手数料につきましては300万円前後だということでありました。技術研修ということでは今、勉強に行ってますし、最終的には、乙種の機械の資格をとるということでしたけれども、やはり許認可する側は、やはり甲種を持っておくべきではないかなと思ってます。将来的には甲種を目指していかないと、多分製造側としては甲種を持っておる人がたくさんおられますので、やっぱり許認可する側がそれよりも知識がなかったら、許認可することについて、安心感が得られるかどうかということもありますので、まずは乙種の機械、化学もとって、

そして最適な甲種を目指すということをごひやっていたいただかないと、やはり摂津市の安全安心の確保のためにも必要ではないかと思っておりますので、これは人事課とも話して、そのことについてのチャレンジを、ぜひ予算要求していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

消防関係は、摂津市内のいろんな防火安全協会とか団体ありますよね。高圧ガス関係が今回、摂津市消防所管になって、摂津市内のそういう高圧ガスを使っておる企業の団体との取り組みも、これから消防がキーになって働きかけをして、それで摂津市全体の保安を確保するという意味でも、消防と企業とやはり一緒になって切磋琢磨、情報提供も含めてする必要はあるんじゃないかと思ひます。今、4月からは施行されますけれども、そういった取り組みも必要ではないかと思ひますので、その件について答弁をお願いしたいと思ひます。

資機材は要らないということでございましたけれども、やはりそういうのも必要なときがありますので、きっちりウォッチしながら取り組んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 現在、高圧ガス保安協会と、大きなところでは大阪府の高圧ガス安全協会という協会がございまして、今現在、大阪府のほうで対応されております。移譲後も団体等の対応は今のところは大阪府のほうが対応するということになっておりますが、そちらから講師依頼または講習等の案内等もまた市に移譲されてくると思ひます。今現在のところは移譲後もしばらくは大阪府で対応するということをお伺しております。

今後また市のほうに協会等の関係等が

また出てくると思いますので、そのときには市内の事業者等とまた連携をとり、安全安心に努めてまいりたいと思います。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 2、3点質問させていただきますんですが、今の上村委員の質問の関連で、大阪府から移譲を受けて、これからの手数料収入が平均300万円ぐらい見込まれるという話でしたね。

今回この大阪府から権限移譲を受けるまで、相当期間がかかってきたんですけどね。事務的な部分での権限移譲というのは、早い目に摂津市は受け入れて、四十数項目の中でこの部分がこれまでなかなか受け入れができていなかったと。体制が整ったから、今回、来年4月からはこの権限移譲を受け入れるという話がこの全体の流れだというふうに思います。ならば大阪府からの補助金というのは一体どういうふうになってきているのかということについて、1点お聞かせいただきたいのと、先ほどの平成19年、20年、21年度の手数料収入で火薬類を見ますと、8,400円から多いときには9,600円の火薬類の手数料が入るといふふうに伺いました。

その中で、特にこの手数料で言うならば、火薬類の販売営業の許可というところでいけば、1件当たり2万5,000円とか、その他の販売営業で11万円ということになってますけれども、この火薬類の販売というのは、量とか種類とかいう部分では、摂津市ではこういった販売とか製造しているところが全くないというふうに推察していいんでしょうか。

もう一方では、この手数料の額から見ますと、オの火薬類の譲渡し又は譲受けの許可という、この中身だけでの手数料の見込みになっています。これはこういった内容になっているのか、この点につい

てお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 補助金、交付金の件についてお答えさせていただきます。

まず、経常的な経費といたします交付金ですが、立入検査事務を除く事務処理に要する経費にかかる交付金といたしまして、摂津市の場合は約140万円でございます。それと、立入検査事務の処理に要する経費の交付金といたしまして約30万円でございます。

初期的経費にかかる交付金、これはロッカーとか必需品の交付金でございますが、摂津市においては約25万円でございます。

それと初期的経費ということで、権限移譲推進特別交付金というのが平成23年度、摂津市において39事務にかかるものでございますが、3,650万円ということになっております。

火薬類の販売についてですが、現在、摂津市にある施設は庫外貯蔵庫と言いまして、火薬類の量以下、火薬庫以外に納める量以下の施設、ちょっと例に出しますと警察署なんです、そちらのほうで実砲を納めるということで1施設、あとは競技用の紙雷管、運動会等のピストルの薬きょうを販売しているスポーツ店が3店ございました。この手数料、そんなに入っていないんですが、火薬類に関しては、市内には製造の許可はございません。販売の許可がその言うてる3店舗で、一番初めに販売許可をとりますと、それから変更がない場合は手数料としては入ってきませんので、8,400円とか九千何ぼというちょっと少ない金額になっております。

○野口博委員長 熊野次長。

○熊野消防本部次長 補足で、販売の許可については、手数料条例の6号イのと

ころで許可をとる場合はこの金額が要りますが、一たん許可をとればそのほか変更以外の手数料はかかりません。

後に、あと手数料で入ってくるとすれば、火薬類の譲受許可ということで、譲受け、譲渡しについて若干入ってくる部分でございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 これまでも大阪府と随行しながらやられてきたというふうに思いますが、特にこの火薬類の販売について、一たん販売許可をしたら、その後変更するまで一切もうノータッチになるというふうに認識してるんですけども、その場合、やっぱり保管量とか、それから保管している形態によって、いろんな背景が出てくると思うんです。そういったときの年に1回の立ち入りなんかの動きというのは、この条文の中ではうたわれてくるんですか。

今、見ていると、キの特定施設又は火薬庫に係る保安検査というのがあるんですけども、この火薬類の販売営業の許可なら、うがった見方ですけども、最初、微量な販売許可をして、気がついてたら大量の量になると。これは火薬類とはまた別問題ですけど、昔、鶴野地区でキャンプ用のいろんなガスボンベが保管されていて、そこで大火災が起きました。この貯蔵許可は出しとったけど、その部分でのなかなか立ち入りできてなくて、大火災につながったというような過去の事例もありますので、こういった火薬類の販売営業をしているところへの対処の仕方というのは、こういったことを考えられてるんですか。今現在わかっている段階でいいです。これは4月からの条例改正ですから、そういったことは今後また吟味もしていかなければならないと思いますけれども、条例に反映されてなく

ても、そういったことが可能なのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 橋本課長代理。

○橋本予防課長代理 立入検査等について、ご回答させていただきます。

立入検査なんですけど、高圧ガスと火薬類、高圧ガスが155施設ございます。火薬類に関しては今言いましたように4施設。これで来年度4月以降、立入検査等で最低50%の立入検査の予定をしております。

火薬類に関しては4施設、スポーツ店等ですので100%立入検査は実施できると、それに伴って保管の管理の状態も立入検査で指導はできると思います。

保安検査の件についてですが、これは摂津市内において、今言いました4施設に関しては実施する施設ではございません。火薬庫に限定されるとか、爆発または発火の危険のある施設という経済産業省令に定められている特定施設と言いまして、火薬類の一時保管、危険工室とかいう、そういう危険な場所のみが保安検査の対象となっております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 これは要望にしておきますけど、危機管理を行っていく上で、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。この火薬類の販売、先ほどの話を聞いてますと、微々たる量でもこういう許可が必要になってるんですよ。それで一たん許可をしたら、そのままずっと変更がない限り、そのままいってしまうと。立ち入りも、来年度、仮にこの保安施設155か所の50%の点検を行うようなご発言いただきましたけれども、改めて権限移譲をいただいたんやったら、こういったところやったら年に1回、保管量とか保管状況の報告書なんかもやっ

ぱり提出していただくような措置を講じていったほうがいいのではないかと思えます。これから新しく権限移譲された部分なので、これから危機管理と安全管理を行う上での仕組みですね。今はまだ状況がそこまでシビアにわかってないけれども、そういったところで事務が余り輻輳せずに、販売業者も安全に販売ができるし、近隣にも安全にお応えできるような体制づくりと管理といったことをより研究していただいて、より安全な取り組みをしていただくよう要望しておきます。

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第46号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

いたしました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口博

総務常任委員 三宅秀明